第9回 稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会会議録

日 時 平成16年3月13日(土)午後1時30分開会

場 所 稲沢市勤労福祉会館 第2、第3会議室

職名	区分	氏 名	備考
会長		服部 幸道	稲沢市
副会長		友松 隆利	祖父江町
副会長	1号委員	伊藤 勇夫	平和町
委員	(1市2町の長及び助役)	吉川 昭	稲沢市
委員		伊藤 澄也	祖父江町
委員		織田 克己	平和町
委員	2号委員 1市2町の議会議長が 指名した議員	内藤 和秀	稲沢市
		大河内 明	稲沢市
		川合 正剛	祖父江町
		天野 晋	祖父江町
		恒川 宣彦	平和町
		山田 武夫	平和町
委員		鈴村 清	稲沢市
		塩田 郁夫	稲沢市
		鈴木 恵理子	稲沢市
	3号委員	山内 孝三	祖父江町
	1市2町の長が選出し	中村 治男	祖父江町
	た学識経験を有する者	片山 柚美子	祖父江町
		山田 勝	平和町
		柴田 隆史	平和町
		堀田 裕美	平和町
委員	4号委員 1市2町の長が協議し て定めた学識経験を有 する者	古池 庸男	共通

議事日程

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 議事録署名委員の指名について
- 4 議事

<報告事項>

報告第1号 稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会委員の変更について

<協議事項>

協議第1号 健康づくり事業の取扱いについて

協議第2号 ごみ処理事業の取扱いについて

協議第3号 環境対策事業の取扱いについて

協議第4号 農林水産業関係事業の取扱いについて

協議第5号 商工・観光関係事業の取扱いについて

協議第6号 勤労者・消費者関連事業の取扱いについて

協議第7号 建設関係事業の取扱いについて

協議第8号 上下水道事業の取扱いについて

協議第9号 学校の通学区域の取扱いについて

協議第10号 学校教育事業の取扱いについて

協議第11号 文化振興事業の取扱いについて

協議第12号 コミュニティ施策の取扱いについて

協議第13号 社会教育事業の取扱いについて

協議第14号 社会福祉協議会の取扱いについて

協議第15号 その他事業の取扱いについて

<提案事項>

提案第1号 新市建設計画について

< その他 >

・合併協議会開催予定について

1 開 会

事務局(大野紀明 事務局長)

皆さん、こんにちは。

定刻ちょっと前でございますけれども、委員の先生方全員お揃いでございますので、ただいまから、第9回稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会を開催させていただきます。

私は、本日の進行を務めさせていただきます合併協議会事務局長の大野紀明でございます。 どうぞよろしくお願い申し上げます。

ここで、ご報告を申し上げます。

本日の会議には委員の皆様、全員22名が出席されておりまして、稲沢市・祖父江町・平 和町合併協議会規約第8条第2項の定足数を満たしていることを申し添えさせていただきます。

それでは、開会にあたりまして、会長でございます 服部 稲沢市長から、ごあいさつを 申し上げます。

会長(服部幸道 稲沢市長)

高い席から、失礼申し上げます。

委員の皆様方には、本日は公私とも大変お忙しい中、第9回稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございました。

さて、本日の議事は1月31日第8回協議会にご提案させていただきました「健康づくり事業」、「ごみ処理事業」、「環境対策事業」、「農林水産業関係事業」、「商工・観光関係事業」、「勤労者・消費者関連事業」、「建設関係事業」、「上下水道事業」、「学校の通学区域」、「学校教育事業」、「文化振興事業」、「コミュニティ施策」、「社会教育事業」、「社会福祉協議会」、「その他事業」のそれぞれの取扱いについて協議を願うものでございます。

また、新市計画につきましては新たに提案させていただき、委員の皆様方のご意見を伺ってまいりたいと考えております。

本日、協議をいただく事項につきましては、住民生活に密着に関連する事項でございますので、委員の皆様方には積極的にご意見を述べていただきまして、活発な議論をしていただきますことをお願い申し上げまして、簡単でございますが、開会につきましてのごあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

事務局(大野紀明 事務局長)

ありがとうございました。

それでは、議事に移らせていただきたいと思います。

会議の議長につきましては、稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会規約第6条第2項の規 定に基づきまして、会長が務めることとなっております。 以後の議事の取り回しにつきましては、会長にお願いしたいと存じます。 服部会長、よろしくお願い申し上げます。

議長(服部幸道 稲沢市長)

それでは、規約に基づきまして、議長を務めさせていただきます。

最初に議事録署名委員の指名についてでございます。

稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会会議運営規程第7条第3項の規定によりまして、議事録署名委員は議長が署名することとなっております。

今回の議事録署名委員は、大河内 明 委員、山内 孝三 委員のお二人にお願いをしたい と思います。

よろしくお願い申し上げます。

これより、議事に入らせていただきます。

それでは、報告第1号「稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会委員の変更」につきまして、 事務局から説明を求めます。

事務局(渡辺義憲 事務局次長)

合併協議会事務局次長、渡辺義憲です。

どうぞよろしくお願いいたします。

資料1ページをお願いいたします。

報告第1号「稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会委員の変更」につきまして、ご報告申 し上げます。

お手元の資料「合併協議会委員新旧対照表」でございますが、左側の区分欄に1市2町の議会議長が指名した議員といたしまして、3月5日、川合正剛 様が祖父江町議会議長に就任されまして、2号委員として新たにご就任いただきました。

以上、第1号につきまして、ご説明申し上げました。

議長(服部幸道 稲沢市長)

報告が終わりました。

よろしくお願い申し上げます。

これより議事に入らせていただきます。

それでは、協議第1号「健康づくり事業の取扱い」につきまして、議題とさせていただきます。

事務局の説明を願います。

事務局(渡辺義憲 事務局次長)

3ページをお願いいたします。

今回、協議関係15件ございますが、前回の協議会で提案のときにご説明申し上げておりますので、協議内容につきましては、朗読を持ちまして提案に代えさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

協議第1号 健康づくり事業の取扱いについて

健康づくり事業に関し、稲沢市、中島郡祖父江町及び中島郡平和町で差異のある制度については、次のとおり取り扱うものとする。

- 1 食生活改善推進事業については、合併時に再編し、新市全域で推進員の養成を図る。
- 2 健康まつりについては、新市において調整し実施する。
- 3 歯の健康センターについては、新市において調整し実施する。
- 4 健康日本21市町村計画については、合併前の各計画を新市に引き継ぎ、内容の調整 を図る。
- 5 その他の健康づくりに関する各種事務事業については、稲沢市の制度に統一する。 ただし、これにより難い場合は1市2町の実態に合わせ、新市において調整するもの とする。

平成16年3月13日提出 稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会 会長 服部幸道。

以上でございます。

議長(服部幸道 稲沢市長)

ただいま、協議第1号「健康づくり事業の取扱い」につきまして、説明が終わりました。 協議第1号につきまして、ご意見はございませんか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(服部幸道 稲沢市長)

はい。

天野 晋 委員(祖父江町)

祖父江町の2号委員の天野でございます。

この件につきましては、それぞれ調整がされて、そして実施されると、こういうことがありますけど、ただ懸念いたしておりますのは調整の段階で、例えば現稲沢市の一カ所で集中実施されると、こういう懸念も私どもとしては感じておりますので、そこら辺の全体的なバランスも加味した上で調整されるようにご要望申し上げまして、祖父江町議会として、ほぼ了解したいと、かように考えております。

議長(服部幸道 稲沢市長)

今のご質問、よろしゅうございますか、お答え。

調整はもう事務レベルで済んでおりまして、今の天野委員の要望に沿えるように、また意 見調整もしていただきたいと思いますが、特に事務局、何かありますか。

事務局(大野紀明 事務局長)

ただいま健康センター等の住民の健康診断等のお話だと思いますので、それらについては、 やはり場所的な問題もあろうかと思いますので、今後、それらのご要望をお聞きする中で考 えて行きたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長(服部幸道 稲沢市長)

ほかに委員の皆様方、よろしゅうございますか。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ご意見もないようでございますので、協議第 1 号「健康づくり事業の取扱い」につきましては、原案どおり承認したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございました。

ご異議もないようでございますので、協議第1号「健康づくり事業の取扱い」につきましては、原案どおりとすることを承認いたしました。

続きまして、協議第2号「ごみ処理事業の取扱い」につきまして、議題とさせていただきます。

事務局の説明をお願いします。

事務局(渡辺義憲 事務局次長)

資料7ページをお願いいたします。

協議第2号 ごみ処理事業の取扱いについて

ごみ処理事業に関し、稲沢市、中島郡祖父江町及び中島郡平和町で差異のある制度については、次のとおり取扱うものとする。

- 1 一般廃棄物処理計画については、新市において新たな計画を策定する。 なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用する。
- 2 ごみ分別・収集方法については、稲沢市の制度に統一する。
- 3 ごみ処理に関する補助制度については、稲沢市の制度に統一する。

なお、資源再生推進奨励金の集団回収奨励金は8円、分別収集奨励金は5円とする。 また、稲沢市のごみ集積所設置に対する補助制度は、廃止する。

4 し尿の収集については、許可方式とし、稲沢市のし尿汲み取りに対する補助制度は、 廃止する。

平成16年3月13日提出 稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会 会長 服部幸道。

以上でございます。

議長(服部幸道 稲沢市長)

ただいま、協議第2号「ごみ処理事業の取扱い」につきまして説明が終わりましたが、協議第2号につきまして、ご意見はございませんか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(服部幸道 稲沢市長)

はい。

天野 晋 委員(祖父江町)

一つは、この点だけでお願いしたいんですけど、資源回収に対する補助制度の中で、現在稲沢市の額としては集団回収奨励金8円、分別収集奨励金5円となっておりますけど、この集団回収奨励金という位置付けについて、例えば、子ども会とか、各行政区単位で回収事業をやっているという状況もありますけど、それらについて集団という取扱いができるのかどうなのか。

そこら辺の稲沢市の現在の事例に鑑みて、ご報告をお願いしたいと思います。

議長(服部幸道 稲沢市長)

事務局、稲沢の集団の取扱いについてのご質問でございますが。

環境・経済部会構成員(山内一幸 稲沢市環境交通課長)

今、資源回収に伴います集団の意味合いについてご質問だと思いますので、ご回答させて いただきます。

まず、集団回収と申しますのは、PTA、あるいは子ども会、あるいは老人会等の各種団体の方等が、自主的に、日にち、対象品目を定められて、売却先も自分たちで決められて、やられるのが集団回収であります。

それから、分別回収とわれわれが称していますのは、各行政区でやっていただいておるほうの資源回収でありまして、これは私どもで言えば、市が中心になって、日にち、場所は地

元で決めていただきますが、その手続き手配等をさせていただいております。

そういう関係から、行政区の分別収集と集団回収が若干異なるということで、集団回収は 8円、分別収集は5円ということで、稲沢市は運営を致しておりますのでよろしくお願いします。

議長(服部幸道 稲沢市長)

天野委員、よろしゅうございますか。

天野 晋 委員(祖父江町)

そうしますと、祖父江町の実態で申し上げますと、現在、祖父江町の集団回収奨励金という形ですべてをやっておるわけですけど、それと資源ごみについては 5 円とか、牛乳パックなどは 10 円、アルミ缶 20 円、こういう格好でやっておりますけど、これを例えば集団扱いという格好でやりますと、ほとんどが 8 円という格好で吸収されますので、大変ありがたい補助になると、こういうことでありますけど。

今、報告を受けますと、そういう内容ですと、若干補助が減ると、具体的な数字が分かりませんけど、そういうふうな感じを持っております。

この点については、うちの議長のほうからも若干お願いしますけど、これは将来的に、例えば資源を回収する、またはごみとして焼却処分する量を将来的には減らしていくと、こういう視点からものを申しますと、できるだけ制度としては好ましい制度を選択していただき、将来的なことも考えていただきたいなということで、今後の運用の仕方等も十分ご配慮願いたいと思います。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(服部幸道 稲沢市長)

川合委員。

川合正剛 委員(祖父江町)

3月5日の議会におきまして、議長を拝命いたしました川合でございます。

前委員同様、よろしくお願いいたします。

生ごみの処理機の補助金が、祖父江町の場合は2分の1でございます。

これは、ごみの減量化を推進するという大きな目的のために2分の1を補助しております。 それが3分の1になることによって、行政にとって不利ではないかと、そんな認識を持っ ておりますが、行政サイドの考えをお聞かせください。 経済・環境部会会長 (斉場一雄 稲沢市経済環境部長)

生ごみ処理容器の補助制度についてのお尋ねでございます。

補助率だけ見ますと、2分の1が3分の1になるということで、住民の方にとりましては 負担増だということでございますが、限度額につきましては、ご承知のように3,000円とい うことでございます。

なお、生ごみには普通のものと、電動のものと 2 種類ございまして、当初この制度を発足しましたころから比べますと、かなり申請の基数が減ってきております。

生ごみ、昔はもう何百件と出ておりましたが、今は数十件程度に落ちてきております。

そうした状況もございますし、補助率のお話でございますが、2分の1だと大変有利な数字でございますし、3分の1というと概ね市のレベルですと、この3分の1というのが、通常かなというふうに思っております。

以上のとおりでございます。

川合正剛 委員(祖父江町)

ごみが増えるという考え方から、行政にとって不利ではないかとお尋ねしましたので、そのあたり答弁、もう一度お願いします。

議長(服部幸道 稲沢市長)

ごみの量の問題です。

経済・環境部会会長 (斉場一雄 稲沢市経済環境部長)

ごみの量が増えるというお尋ねでございますけれども、当然こうしたものを導入していただければ、ごみとしては減ってくるわけでございますけれども、ただ、近時の流れから見ておりますと、これを利用される申請件数は、減ってきておるということでございます。

また、金額につきましては全く変わりませんので、限度額が 3,000 円から 3,000 円という点では変わりないということでございます。

以上でございます。

議長(服部幸道 稲沢市長)

2分の1でも、3分の1でも限度額が変わらないから、今、想定しておる容器の補助では、 その限度額が満額になっておりますよということですか。

事務局(大野紀明 事務局長)

ごみの減量というのは、社会的に大きな問題であります。

ただいまのご質問でございますと、資料の14ページを見ていただきますと、それぞれ容器の購入のもともとの単価が違うと思いますけれども、それぞれ稲沢市は3分の1、祖父江

町、平和町は2分の1。

それぞれ生ごみの堆肥化容器、これはポリ容器だと思うんですね。

その限度額が、3,000円で同じなんですね。

それから、電動生ごみ処理機につきましても、確かに補助率は違っておりますけれども、 実際にこれは 50,000 円とか、そういうふうに掛かるのではないかと思っておりますが、そ の限度額は 20,000 円ということです。

これは稲沢市、祖父江町、平和町ともに限度額は 20,000 円ですので、補助率ではなくて限度額一杯でいこうということで調整が整ったことでございますので、よろしくご理解を賜りたいと思います。

議長(服部幸道 稲沢市長)

川合委員、よろしゅうございますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(服部幸道 稲沢市長)

はい。

天野 晋 委員(祖父江町)

確かに、ごみの堆肥化容器設置補助金が9,000円だと。

例えばですね、9,000 円ということであれば、2分の1も3分の1も限度額で同じ3,000 円だということで、事務局のほうからの報告ですと実態がそうであるので、それを2分の1 ではなしに3分の1とすることで、私は実態としては構わないと思うんですけど。

私自身、このことが合併協議をする中でプラスになるかどうかという、実態がそうであれば2分の1でも、このことは制度としては見た目だけですよ、見た目だけでもそのほうがいいように住民の皆さんは受け取るし、いい制度だと受け取るわけですので、そういうご配慮も今後の調整の中とは、これから要望しますけど、そういう中でもご検討をお願いしたい。

実態がそうであるならば、なおさら、そういうふうな事務局としての取り回しは、配慮を お願いするように要望しておきます。

以上です。

議長(服部幸道 稲沢市長)

要望でございますが、事務局、対処のほう、よろしくお願いを申し上げます。 ほかにご意見ございませんか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(服部幸道 稲沢市長)

はい。

内藤和秀 委員(稲沢市)

稲沢市2号委員、内藤でございます。

今、補助金のことで言われておりますけど、電動の話が出てきませんが、実際にどうなんでしょう。

電動生ごみ処理機は、だいたい50,000円前後するんですね。

考え方なんですけれども、50,000 円で2分の1で5,000 円切るよというのと、50,000 円なんだけど、18,000 円うんぬんなんだけど、それで我慢してちょうだいよと。

2分の1といったって、値段が分かってしまっておるものを 20,0000 円で切るよという話だったらどうなんだろうと。

これは考え方の相違でありまして、限度額がこういうことであれば、このようで別にそう たいした問題ではないんじゃないかというふうに私は思います。

金額的に合っているということであれば、それでいいのではないかと思いますが、事務局 レベルでいろいろと調整なさったはずでありますから、よろしくお願いしたいと思います。 意見でございます。

議長(服部幸道 稲沢市長)

事務局、何かありますか、この経過の中で。

よろしゅうございますか。

事務局(大野紀明 事務局長)

いろいろ捉え方があろうかと思いますので、実態に即したことと、今後は考えていきたい と思います。

ただ、補助率だけが異様に高くて、限度額を実態の額としては、どうなのかということ。 例えば、60,000 円のものを 2 分の 1 で、20,000 円の限度額ということ。

そんなようなことの実態も、今後は調査していく必要があるだろうと思います。

補助率だけにとらわれるのではなくて、どうなんだということを、今後、見定めていかなければならないと思っています。

現在のところは、限度額は 20,000 円ということで調整がされておりますので、よろしく お願いいたします。

議長(服部幸道 稲沢市長)

20,000円は、助成をするということですね。

ほかによろしゅうございますか。

ほかの委員さん、意見ございませんか。 (発言する者なし)

ほかにご意見もないようでございますので、協議第2号「ごみ処理事業の取扱い」につきまして、原案どおり承認することとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。

ご異議もないようでございますので、協議第2号「ごみ処理事業の取扱い」につきまして は、原案どおりとすることと承認いたしました。

続きまして、協議第3号「環境対策事業の取扱い」につきまして、議題とさせていただきます。

事務局の説明を求めます。

事務局(渡辺義憲 事務局次長)

17ページをお願いいたします。

協議第3号 環境対策事業の取扱いについて

環境対策事業に関し、稲沢市、中島郡祖父江町及び中島郡平和町で差異のある制度については、次のとおり取扱うものとする。

- 1 環境基本計画については、新市において新たな計画を策定する。 なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用する。
- 2 環境審議会は、合併時に稲沢市の制度に統一し、委員については新たに選任する。
- 3 環境対策に関する各種事務事業については、稲沢市の制度に統一する。 ただし、稲沢市の浄化槽清掃費補助事業は廃止する。

平成16年3月13日提出 稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会 会長 服部幸道。

以上でございます。

議長(服部幸道 稲沢市長)

ただいま、協議第3号「環境対策事業の取扱い」につきまして、説明が終わりました。 これに対しまして、ご意見がありましたら頂戴いたしたいと思います。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(服部幸道 稲沢市長)

どうぞ。

天野 晋 委員(祖父江町)

この項では合併処理、浄化槽の設置事業の補助金の関係についてでありますけど、祖父江町は現在、1基に200,000円で年間50基と、こういう形で予算化してまいりました。

そして、申請のあった内容は、ほぼこれで埋め尽くせる補助にしてきているわけですけど、 稲沢市の実態について、申請と補助の基数について、ご答弁をお願いしたい。

まず、お願いします。

議長(服部幸道 稲沢市長)

稲沢市の実態についてのご質問でございます。

環境・経済部会構成員(山内一幸 稲沢市環境交通課長)

今の実態と状況について、ご説明させていただきます。

昨年度は申請を若干オーバーした状況でございましたが、平成 1 5 年度につきましては 200 基申請を受け付けておりましたが、190 基で止まっております。

以上です。

議長(服部幸道 稲沢市長)

よろしゅうございますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(服部幸道 稲沢市長)

はい、どうぞ。

天野 晋 委員(祖父江町)

例えば、この場合ですと10基の人たちが補助金なしで設置をされたと、どういうふうな 基準でそれを選定されるのか。

たぶん受付順で......。

全部クリアされたわけですか、はい、分かりました。

議長(服部幸道 稲沢市長)

よろしゅうございますか。

先ほどの質問の中で、祖父江町は200,000円でやってみえる。 その分はいいの。稲沢はいくら……、出ておる。 ほかにございませんか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(服部幸道 稲沢市長)

はい、どうぞ。

川合正剛 委員(祖父江町)

2号委員の川合でございます。

先ほど、天野委員からの質問というのは、いわゆる税金でありますので、すべての方に平等にということで、100%稲沢市が達成されているという説明をいただきましたので、それで十分かという認識でおりますので、よろしくお願いいたします。

議長(服部幸道 稲沢市長)

ほかによろしゅうございますか。

(発言する者なし)

ほかにご意見もないようでございますが、協議第3号「環境対策事業の取扱い」につきましては、原案のとおり承認することといたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございました。

ご異議もないようでございますので、協議第3号「環境対策事業の取扱いに」つきまして は、原案のとおり承認することといたしました。

続きまして、協議第4号「農林水産業関係事業の取扱い」につきまして、議題とさせていただきます。

事務局の説明を求めます。

事務局(渡辺義憲 事務局次長)

23ページをお願いいたします。

協議第4号 農林水産業関係事業の取扱いについて

1 土地改良事業については、新市においても継続する。

- 2 土地改良区の取扱いについては、現行のとおりとする。
- 3 農業振興対策事業については、稲沢市の制度に統一する。
- 4 農政対策事業については、稲沢市の制度に統一する。
- 5 生産調整推進対策事業については、地域の実情を踏まえ、新市において調整を図る。 平成16年3月13日提出 稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会 会長 服部幸道。

以上でございます。

議長(服部幸道 稲沢市長)

協議第4号「農林水産業関係事業の取扱い」につきまして、説明を申し上げました。 この問題につきまして、ご意見はございませんか。

(発言する者なし)

よろしゅうございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ご意見もないようでございますので、協議第4号「農林水産業関係事業の取扱い」につきましては、原案のとおり可決することといたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。

ご異議もないようでございますので、協議第4号「農林水産業関係事業の取扱い」につきましては、原案のとおりとすることを承認いたしました。

続きまして、協議第5号「商工・観光関係事業の取扱い」につきまして、議題とさせてい ただきます。

事務局の説明を求めます。

事務局(渡辺義憲 事務局次長)

3 1ページをお願いいたします。

協議第5号 商工・観光関係事業の取扱いについて。

1 商工会議所補助金、商工業振興事業補助金、産業振興補助金は、現行のとおりとする。 中小企業相談所補助金は、合併時に稲沢市の制度に統一する。

中小企業振興奨励金は、稲沢市の現行3年間の給付を1年間に短縮し、合併時に稲沢市の制度に統一する。

商業団体等事業費補助金は、合併時に稲沢市の制度に統一する方向で調整する。ただ し、電灯料補助については、新市において調整する。

- 2 各金融制度については、稲沢市の制度に統一する。 ただし、中小企業振興融資助成及び利子補給補助については、新市において調整する。
- 3 各種観光イベントについては、新市において検討する。

平成16年3月13日提出 稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会 会長 服部幸道。

以上でございます。

議長(服部幸道 稲沢市長)

ただいま、協議第5号「商工・観光関係事業の取扱い」につきまして、説明を申し上げま した。

この問題につきまして、ご意見がございましたら、頂戴いたしたいと思います。 ご意見はございませんか。

(発言する者なし)

3号委員さんの方、よろしゅうございますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(服部幸道 稲沢市長)

はい、どうぞ。

鈴木恵理子 委員(稲沢市)

- 3号委員の稲沢市の鈴木でございます。
- 36ページの環境事業で各お祭りがあると思うんですけれども、これは新市において検討するということは、だいたい平成17年度までは実施されるという形になるんでしょうか。

もう今年度で白紙にして、いつから次の計画といいますか、いつまで継続するというのは、 具体的な案はないでしょうか。

議長(服部幸道 稲沢市長)

現行事業の取扱いについてのご質問だと思いますが、事務局、協議の進め具合は.....。

環境・経済部会構成員(木全勝己 稲沢市商工課長)

観光事業につきましては、平成17年度はそれぞれの地域で実施していただいて、平成1 8年度以降、新市において検討するということでございます。 議長(服部幸道 稲沢市長)

よろしゅうございますか、平成18年度以降だそうでございます。

ほかにご意見ございませんか。

(発言する者なし)

よろしゅうございますか。

(発言する者なし)

ほかにご意見もないようでございますので、協議第5号「商工・観光関係事業の取扱い」 につきましては、原案のとおり承認することといたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございました。

ご異議もないようでございますので、協議第5号「商工・観光関係事業の取扱い」につきましては、原案のとおりとすることを承認いたしました。

続きまして、協議第6号「勤労者・消費者関連事業の取扱い」につきまして、議題とさせていただきます。

事務局の説明を求めます。

事務局(渡辺義憲 事務局次長)

37ページをお願いいたします。

協議第6号 勤労者・消費者関連事業の取扱いについて

- 1 勤労者対策については、稲沢市の制度に統一する。
- 2 消費者行政については、稲沢市の事業を継続する。

平成16年3月13日提出 稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会 会長 服部幸道。

以上でございます。

議長(服部幸道 稲沢市長)

ただいま、協議第6号「勤労者・消費者関連事業の取扱い」につきまして、説明が終わりました。

協議第6号につきまして、ご意見はございませんか。

(発言する者なし)

よろしゅうございますか。

(発言する者なし)

ご意見もないようでございますので、協議第6号「勤労者・消費者関連事業の取扱い」に つきましては、原案のとおり承認することといたしたいと思います。

これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございました。

ご異議もないようでございますので、協議第6号「勤労者・消費者関連事業の取扱い」に つきましては、原案のとおりとすることを承認いたしました。

続きまして、協議第7号「建設関係事業の取扱い」につきまして、議題とさせていただきます。

事務局の説明を求めます。

事務局(渡辺義憲 事務局次長)

43ページをお願いいたします。

協議第7号 建設関係事業の取扱いについて

- 1 都市計画審議会については、合併時に稲沢市に統一する。委員の選出方法については、 新市において調節する。
- 2 都市計画区域及び用途地域については、新市移行後も現行のとおりとする。
- 3 各種建設関係事業については、新市建設計画等に基づき計画的に実施するものとする。
- 4 民間木造住宅耐震診断改修費補助事業については、合併時に稲沢市の制度に統一する。
- 5 公営住宅管理事務については、公営住宅法及び地方自治法に基づき現行のとおりとする。
- 6 建築基準法に関する事務については、合併時に稲沢市の制度に統一する。
- 7 現市道・町道については新市に引き継ぐ。なお、道路認定基準については、合併時に 稲沢市の基準に統一する。
- 8 占用料については、合併時に稲沢市の制度に統一する。
- 9 稲沢市の実施している材料支給制度及び中島郡平和町の実施している道水路補助制度 については、合併時に廃止する。

平成16年3月13日提出 稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会 会長 服部幸道。

以上でございます。

議長(服部幸道 稲沢市長)

ただいま、協議第7号「建設関係事業の取扱い」につきまして、説明が終わりました。 協議第7号につきまして、ご意見はございませんか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(服部幸道 稲沢市長)

はい、どうぞ。

川合正剛 委員(祖父江町)

道路認定につきましては、現在の町道がたとえ 1.5mの道路であっても、市道として引き継いでいただけるという基準に統一していただけるという認識でおります。

そこで、例えば舗装が痛んだり、U字溝が破損したりした場合の道路維持も、同じように やっていただけるのかどうか。

また、こことは関係ないかもしれませんけど、どのような方法で舗装、維持等の基準があるのか、お聞かせ願いたいと思います。

議長(服部幸道 稲沢市長)

ただいまのご質問に対して、答えを。

建設部会副会長(塚本一利 稲沢市建設部長)

ただいまのご質問でございますが、お答えさせていただきます。

道路認定につきましては、幅員4m以上としておりますが、4m未満の道路につきまして も、認定外道路といたしまして、市のほうで維持管理をさせていただいておる現状でござい ますので、よろしくお願いをいたします。

議長(服部幸道 稲沢市長)

よろしゅうございますか、川合委員。

川合正剛 委員(祖父江町)

1点だけ確認させて欲しいのですけれども、舗装等というのは、住民の要望から上がってきたものをしていただけるわけですか。

それとも、市のほうが巡回して痛んだところを直すとか、そういう方法については、どういう方法を採ってみえるのか、また、採られる予定なのか。

議長(服部幸道 稲沢市長)

ただいまの質問に答えてください。

建設部会副会長 (塚本一利 稲沢市建設部長)

現状で申しますと、稲沢市の場合は、各行政区から要望が出てまいります。

それに基づきまして、緊急的なところから舗装させていただいておるのが現状でございますので、よろしくお願いをいたします。

議長(服部幸道 稲沢市長)

要望に対してということでございます。

よろしゅうございますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(服部幸道 稲沢市長)

どうぞ。

鈴木恵理子 委員(稲沢市)

稲沢市3号委員の鈴木でございます。

48ページの祖父江町のサンドフェスタの負担金が1日の開催ということで、700万円というのが上がっていますが、これは具体的にどのようなことをやられるのか、少し教えていただきたいのですが。

議長(服部幸道 稲沢市長)

祖父江町のサンドフェスタの中身のご説明のようでございますが。

建設部会構成員 (南谷育男 祖父江町都市整備課長)

イベント内容でございますが、砂の造形ということで、砂で作っていただきまして、そこで審査しまして、展示といいますか、皆さんに見学していただく。

あとバーベキューだとか、子ども向けの汽車を発車したり、「ふわふわ」という子ども向けのものを持ってきて、そこで1日遊んでいただく。

あと主にビーチバレーだとか、そういうスポーツもやっております。 以上です。

議長(服部幸道 稲沢市長)

よろしゅうございますか。

鈴木恵理子 委員(稲沢市)

ありがとうございます。

そうすると、これは観光事業とか、そういう形のほうには入らないのですか。

建設部会構成員 (南谷育男 祖父江町都市整備課長)

ええ、観光事業には入らないと思います。

議長(服部幸道 稲沢市長)

それぞれの町がイベントをやられながら進めておりますので、よろしく。

ほかに、ご意見ございませんか。

(発言する者なし)

ほかにご意見もないようでございますので、協議第7号「建設関係事業の取扱い」につきましては、原案のとおり承認することとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり)

ありがとうございました。

ご異議もないようでございますので、協議第7号「建設関係事業の取扱い」につきましては、原案のとおりとすることを承認いたしました。

次に、協議第8号「上下水道事業の取扱い」につきまして、議題とさせていただきます。 事務局の説明を求めます。

事務局(渡辺義憲 事務局次長)

55ページをお願いいたします。

協議第8号 上下水道事業の取扱いについて

1 水道事業

現行のとおり新市に引き継ぐ。

- 2 下水道事業
 - (1) 公共下水道事業計画については、合併後に新計画を策定する。なお、新計画が策定されるまでは現計画を新市に引き継ぐ。
 - (2) 公共下水道事業の受益者負担金の額については、現行のとおりとする。なお、合併後の新規負担金の額の決定については、新市において調整する。
 - (3) 下水道使用料については、合併時に新単価を設定する。
 - (4) 農業集落排水事業実施中及び完了地区の受益者分担金の額については現行のとおりとし、合併後に新たに事業が実施される地区については、稲沢市の例による額とす

る。

- (5) 農業集落排水事業の排水施設使用料については、現行のとおりとする。
- (6) コミュニティプラント事業の受益者分担金及び使用料については、現行のとおりとする。
- (7) コミュニティプラント事業の施設維持管理については、合併後に新市において調整する。
- (8) 水洗便所改造資金の利子補給については、合併時に中島郡祖父江町の制度に統一する。
- (9) その他の事務事業については、稲沢市の制度に統一する。 平成16年3月13日提出 稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会 会長 服部幸道。

以上でございます。

議長(服部幸道 稲沢市長)

ただいま協議第8号「上下水道事業の取扱い」につきまして、説明が終わりました。 この協議第8号に対しまして、ご意見はございませんか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(服部幸道 稲沢市長)

はい、どうぞ。

天野 晋 委員(祖父江町)

2号委員の天野です。

一つ公共下水道事業に係わる受益者負担金の関係なんですけど、これにつきまして、一応 制度としては、このような調整内容がなされているわけですけど。

これは祖父江町サイド、独自の問題かも分かりませんけど、この今の流域下水道に係わる 公共事業について、祖父江町としては事業費に都市計画税を充当するような格好になってお りまして、それで今後の事業展開として調整区域もこれから入ると、こういうことになりま すと、どうしてもこの受益者負担金について、同じ金額であっては平等ではないという論議 がなされて、これに一定の受益者負担金については、一定の差を付けなきゃいけないんじゃ ないかという論議があります。

これらの取扱いについて、この調整の中で論議されたのか、また、これらについてはどういうお考えがあるのか、お聞かせ願います。

議長(服部幸道 稲沢市長)

下水道事業の料金の設定の問題でございますが、事務局、受益者負担金の問題についての取り扱い。

建設部会副会長 (塚本一利 稲沢市建設部長)

公共下水道事業に係ります受益者負担金につきましては、負担区ごとに負担金が定められておりまして、新市におきましても、現行どおりとすることになっておりますので、市街化区域内の優遇措置につきましては、現在のところは考えておりません。

議長(服部幸道 稲沢市長)

調整区域のあれができるの。

建設部会会長 (服部 豊(稲沢市都市開発部長)

公共下水道につきましては、調整区域内は今のところ、やる予定はございませんので、よ ろしくお願いしたいと思います。

議長(服部幸道 稲沢市長)

天野委員、よろしゅうございますか。

下水道区域は、もう今の話で……。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(服部幸道 稲沢市長)

はい。

吉川 昭 委員(稲沢市)

稲沢市の場合は調整区域をやっておるのは、浄化センター周辺の周辺対策事業として、儀 長、井堀、片原一色の一部をやらさせていただいておると。

これについてはわれわれが負担金、一般の区域は本来で言いますと、別々になるのですけども、稲沢市の場合は市街化区域が500円、特環地区は250円という特別な周辺対策の意味も込めてやらさせていただいておりますので、ご理解をお願いいたします。

議長(服部幸道 稲沢市長)

よろしゅうございますか。

ほかに委員の方でご質問がありましたら、頂戴いたしたいと思います。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

ご意見もないようでございますので、協議第8号「上下水道事業の取扱い」につきまして は、原案のとおり承認することといたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございました。

ご異議もないようでございますので、協議第8号「上下水道事業の取扱い」につきまして は、原案のとおりとすることを承認いたしました。

続きまして、協議第9号「学校の通学区域の取扱い」につきまして、議題とさせていただきます。

事務局の説明を求めます。

事務局(渡辺義憲 事務局次長)

69ページをお願いいたします。

協議第9号 学校の通学区域の取扱いについて

学校の通学区域については、現行のとおりとする。

平成16年3月13日提出 稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会 会長 服部幸道。

以上でございます。

議長(服部幸道 稲沢市長)

ただいま、協議第9号につきまして、説明が終わりました。 これに対しまして、ご意見はございませんか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(服部幸道 稲沢市長)

はい、どうぞ。

天野 晋 委員(祖父江町)

この点については、これで十分結構だと思うんですけど、今度の住民説明会資料の学校区の取扱いの中で、「当面」という表現が使われているんですけど、意図があって「当面」と付けられたのか、その点について。

議長(服部幸道 稲沢市長)

はい、事務局、「当面」の考え方。

事務局(奥田康生 事務局主幹)

本日の資料にはございませんけれども、今のご質問については、調整案のとおりとさせて いただきますので、お願いいたしたいと思います。

議長(服部幸道 稲沢市長)

よろしゅうございますか。

ほかにご意見、ございませんか。

(発言する者なし)

ほかにご意見もないようでございますので、協議第9号「学校の通学区域の取扱い」につきましては、原案のとおり承認することといたしたいと思います。

これに、ご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございました。

ご異議もないようでございますので、協議第9号「学校の通学区域の取扱い」につきましては、原案のとおりとすることを承認いたしました。

続きまして、協議第10号「学校教育事業の取扱い」につきまして、議題とさせていただきます。

事務局の説明を求めます。

事務局(渡辺義憲 事務局次長)

79ページをお願いいたします。

協議第10号 学校教育事業の取扱いについて

- 1 適正就学指導委員会の委員定数及び構成については、稲沢市の制度に統一する。
- 2 中学生対象の集団宿泊活動は稲沢市の制度に統一し、小学生対象の野外教育活動については各学校に委ねる。
- 3 英語指導助手については、平成17年度から事業を統一する。
- 4 教育振興補助事業については、1市2町の実態を勘案し見直すものとする。
- 5 私立幼稚園運営費補助については、新市において事業を再編の上実施する。 また中島郡祖父江町が実施している幼稚園給食費補助については、平成17年度から 廃止する。
- 6 私立高等学校授業料補助については、稲沢市の制度に統一する。

7 学校給食の実施方法については、当面現行のとおりとする。ただし、共同調理場の中 島郡祖父江町及び中島郡平和町の給食費及び献立については合併時に統一する。

また、中島郡祖父江町が実施している学校給食費補助金については、平成17年度から廃止する。

- 8 情報教育用設備については、新市において稲沢市と同等の整備水準となるよう調整する。
- 9 中学生海外派遣事業については、新市において事業を再編の上実施する。 平成16年3月13日提出 稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会 会長 服部幸道。

以上でございます。

議長(服部幸道 稲沢市長)

ただいま、協議第10号「学校教育事業の取扱い」につきまして、説明が終わりました。 この第10号につきまして、ご意見はございませんか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(服部幸道 稲沢市長)

どうぞ。

片山柚美子 委員(祖父江町)

人づくりは、新しい町づくりと同様に大切なものだと考えております。

また、人づくりは、非常に息の長い調整が必要になってくると思います。

英語教育に関しては、従来の中学校と同じように小学校へも英語助手を派遣するというのが考えられておって、格別のご配慮がなされていると思います。

ここでひとつ質問したいのですが、中学生海外派遣事業については、新市において事業を 再編するというので、現状、祖父江町、平和町はどれぐらいの人が、そういうのを望んでい らっしゃるかという人数が知りたいのですが、いかかがでしょうか。

議長(服部幸道 稲沢市長)

ただいまのご質問について.....。

要望の状況を.....。

文教部会副会長 (伊藤春美 平和町教育課長)

平和町の中学生の海外研修におきましては、実行委員会をその都度単年度で設けまして、中学校のほうから応募をしていただいておりますけれども、平成15年度の場合は2.4倍で、

1 0 名に対して 2 4 名の募集がございました。 以上でござまいす。

議長(服部幸道 稲沢市長) よろしゅうございますか。

文教部会構成員 (富田賢商 祖父江町教育課長)

祖父江町におきましても、ちょっと今人数を把握しておりませんが、毎回この海外派遣につきましては、抽選を行っております。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(服部幸道 稲沢市長) はい。

片山柚美子 委員(祖父江町)

財政のスリム化が合併の重要な課題ということは、心しております。

子どもたちの希望を「鉄は熱いうちに打て」と申します。

希望があるうちに、何らかの方策をこれから加えていっていただきたいと願っております。 それから83ページ、ご覧になっていただくと分かりますが、祖父江町では演劇とか音楽 とかなどの鑑賞に補助をいたしております。

子どものいじめや虐待などが叫ばれている今日、子どもたちが一緒になって同じものを観るという経験も望ましいのではないかと思っております。

今後とも、子どもたちのために、いろいろなご配慮をお願いいたします。

議長(服部幸道 稲沢市長)

3号委員のご意見もございます。

そうした点を踏まえて、よく今後の調整をお願いしたいと思います。

ほかにご意見ございませんか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(服部幸道 稲沢市長) どうぞ。

天野 晋 委員(祖父江町)

教育振興補助事業がすべて廃止という扱い方をされましたけど、これには、それぞれ祖父 江町、平和町、学校だけの教育ではなしに、いろいろな角度から教育のほうに目を向けてやっている事業であったわけです。

それぞれの町では、これは有意義な事業であるというふうな認識の中で続けておったわけですけど、これをすべて廃止されるということも、何かの基準をお持ちであったら.....。

また、教育担当の事務レベルの打ち合わせの中で、この事業については必要ないと、無駄な事業だという判断をされたのはどこにあるのか。

それとも、そうではなしに財政的な部分が優先されて廃止になったのか、そこら辺のこと についてお聞かせ願います。

文教部会構成員 (富田賢商 祖父江町教育課長)

この問題につきましては、事務レベル段階の協議の中で、公費で負担すべきものと私費で 負担するものの適正化に基づきまして、修学旅行あるいは海外活動につきます個人に還元さ れるものについては、私費で負担ということで協議が合意されたものでございます。

よろしくお願いいたします。

事務局(大野紀明 事務局長)

今、教育補助金の稲沢市に統一ということでございますが、ご発言があったのは、祖父江 町の方からの答弁のとおりでございます。

ただ、私どもは1市2町になったときに、やはり自己負担でしていただくのは、していた だくという原則的な考え方であります。

これは、財政状況がまだ、住民説明会等でお示し申し上げますけれども、それらのことまでやっていくにはどうしたらいいか。

新しい市ができたときに、それらの消費的な仕事をやることによって、建設的な仕事ができないという状況が目に見えてまいりましたので、自己負担していただくものはしていただくという考え方であります。

それから、もう一つ教育関係で言いますと、時代の流れで大きく様変わりがしておりまして、今後、情報化というのは非常に急激に進行してまいります。

稲沢市におきましては、学校におきましてLANでネットワークで情報教育を進めております。

祖父江町、平和町については、それぞれネットワークでされておりません。

子どもが社会に出たときに、有益になる事業はどうなんだという形の中で、情報化という ものについて時代の流れで進めていく必要があるであろうと、そんな中で調整をさせていた だきました。

それから、もう一つの問題は、情報化教育と言いますのは、最近特に言われてますけれど

も、ウィルス問題が非常に大きくございます。

セキュリティの問題、安全対策ということについては、稲沢市の場合は学校のコンピューターも全部本庁で一括集中管理をしております。

それで、それぞれのウィルスをはじき飛ばしておりますけれども、そういう安全対策、セキュリティは情報化教育を進めていく上において、非常に必要であろうと。

それに掛かるお金は、大変多大である。

そんなことから、私費でお願いのところはお願いさせていただきたいと、このような考え 方に基づきまして調整をさせていただきましたので、よろしくお願いいたします。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(服部幸道 稲沢市長)

はい。

天野 晋 委員(祖父江町)

すべての補助金というのが、事業としてはやってもらってもいいのだけれども、補助金は 出さないという考え方はあるのですけど。

例えば、平和町の場合ですと、体験活動費として補助金が出ているわけです。

この体験活動という形で職場体験学習をやっておるわけですけど、これらについての学校 現場としての考え方が示されたのかどうなのか、これは継続するのだけど補助金はなしだと、 こういう格好で処理されたのかどうなのか。

合併時に廃止するということになりますと、そういう活動自体も廃止するというふうに受け取ってしまうわけですね。

そういう扱い方についての論議は、どうだったのですか。

文教部会副会長 (伊藤春美 平和町教育課長)

先ほどのご質問ですけれども、体験活動費におきましては、総合学習の中で平成16年度 以降も学校としては、この体験学習を持続していくということでございます。

そういった中で、新市になってからは補助をお付けしないで活動を継続していただくということで、現在事務レベルの擦り合わせをしたわけでございます。

以上でございます。

議長(服部幸道 稲沢市長)

よろしゅうございますか、ほかに。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(服部幸道 稲沢市長)

はい。

天野 晋 委員(祖父江町)

この中学生の海外派遣事業について、新市になっても継続されるという形になっております。

祖父江町は先ほど教育課長が言いましたけど、中学3年生10名を、これは例としてオーストラリアへ9日間行ったと、それについて、この実施の金額は1人当たりが大体290,000円だった。

その中で、実際には 290,000 円で実施ができたと、全額を補助で補助限度額が 300,000 円になっておりますけど、290,000 円で実施できた、これが全額だったわけですけど。

今後、例えばそのような形を取りますと、145,000 円の個人負担という形になるということだと思うんです、290,000 円ですので半額という格好になります。

だから、こういう状況になったときに、どうしても希望者が限定される可能性というのも 十分考えられる。

だから、教育は広く公平であるべきだという原則から見た場合に、一遍にこれが半分になるという格好で調整をされましたけど、私どもの論議の中では、これはどうしても学校教育の場が財政事情の中で、すべてが大きく後退させられるという印象を強く受けておるわけです。

そういう中で私どもとしては、特別委員会の中での論議にもありましたけど、この内容で 今回了解をするということは、非常に苦しいという状況があるということでありますので、 再度調整をお願いしたいと、かように考えて今日臨んでおるわけですので、よろしくお願い します。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(服部幸道 稲沢市長)

どうぞ。

恒川宣彦 委員(平和町)

合併はある程度、小泉首相ではないけど「痛みを分かち合わないかん。」ということですが、デメリットばかり言っておると合併もできんと思うのですが、皆さん、合併する意欲で来ておるわけです。

今、天野君の指摘の関係で、首長が見えるので首長から言ってもらってもいいのですが、 平和町の場合は篤志家がおみえになって、そのお金の利息でずっと海外研修をやっておる。

一般財源からは、これは持ち込んでおりません。

そういう詳細に渡って、祖父江町がいいとか、平和町がいいとかいうことは言いませんけど、市の志を持って、行政側としてはお願いをしたいということで、ここに提案されておると思っておりますので、その辺ひとつご了解をしていただきたい。

町長、そうですね。

副会長(伊藤勇夫 平和町長) はい。

議長(服部幸道 稲沢市長)

今、それぞれの町のご意見をいただいておりますが、この制度もやはり斡旋するお方があって、その行事に乗せていただいて、引き続きこれが続くのかどうかは、まだ今後の問題だと聞いていますけれど、これは申し出をすればいつでも.....。

何か相手方にホームステイ等の問題もあったり、何かするようでございます。

そこら辺の擦り合わせは、担当部局でよく擦り合わせてもらっていかないといけない部分があるのではないかな、と思いますけど。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(服部幸道 稲沢市長)

はい。

鈴木恵理子 委員(稲沢市)

私は今、中3の子どもを持つ親としまして、先ほど10名の平和町の募集に対して24名と言う形で、その中で選ばれた10名ということですね。

現実問題、この中学3年生にこういうことを考えてみえるというのが、ちょっと信じられないという。

こういうことはすごくいいことですけども、現実的に中3としては余裕がないんです。

やはり本当にゆとり教育ではなくて、受験体制に入ってしまいますので、現実に行かれた 方のお話によりますと、これを行くとその後、本当に死にものぐるいではないのですけれど も、勉強に打ち込まないとできないということなので、これを続けていかれるのであれば、 中2の例えば春休みであるなり、そういう形にもう少し検討して残していっていただくのが、 少しは子どもにも余裕が出ますし。

やっていただくことはすごくいいんですけど、現実にそれだけ子どもが、親としても出してやりたい気持ちはあるんですけども、この短い期間ではありますが、そこまで考えられる体制では、現実はそれだと思うのですが。

すごく皆さん検討をしていただいて、前向きに残していただくのはすごくいいことなんで

すけれども、その辺やはり希望も、もう一度全部取っていただくとかしていただいて、考え 直していただいたほうがいいのではないかと思います。

議長(服部幸道 稲沢市長)

事務局、何か意見はありますか。

事務局(大野紀明 事務局長)

今、中学生の海外派遣の事業について、いろいろなご意見をいただきました。

調整段階でも、いろいろな議論がございました。

先ほど、恒川委員がおっしゃいましたように、そのことも私どもも伺いました。

1市2町、祖父江町、平和町もそうでございますが、中学校が一つなんです。

10人という引率、稲沢市には、七つ中学校がございます。

これをどういう形でいくのか、例えば、七つ足しますと90人になりますが、これをどういう形でいくのかというのは大きな問題だと思いますけれども、36人位の1団体だったら、何とか可能性があるのではないかと。

相手方の派遣する国の問題もあろうかと思いますし、都市の問題もあろうかと思います。

従って、90人なんていう大団体というのは、修学旅行でも大変でしょうし、ましてや海 外旅行ということになると、いろいろなことが想定される。

調整案としては、まず中学校に4人、36人の団体という形で、このようにさせていただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。

今後の問題については、国際交流もますます盛んになってまいりますので、新市になってから、そこのところについては、もう少しじっくりと考えて出直すということも、考え方の一つでありますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長(服部幸道 稲沢市長)

よろしゅうございますか。

ほかにご意見ありましたら、頂戴いたしたいと思います。

これらの問題は、また今後調整をさせていただくということで、事務局のほうの説明があ りました。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ほかにご意見。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(服部幸道 稲沢市長)

はい。

天野 晋 委員(祖父江町)

先ほど申しましたけど、この制度というのが祖父江町にとっては、私どもとしては正直なところ、これから住民説明会をやって住民投票をやるという状況下の中で、この学校教育の問題の中身が非常に後退を見ると。

そういう中で、このまま私どもとして、じゃあ1回の協議の場で了解をするということについては、非常に苦しい立場にあるということで、ぜひ再度調整の見直しをお願いして、次回に判断を委ねていただきたいというふうに言っておる。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(服部幸道 稲沢市長)

どうぞ。

鈴村 清 委員(稲沢市)

今の海外派遣事業においては、ここに書いてあるように廃止ではなくして、再編の上、実施をするというふうになっておりますので。

議長(服部幸道 稲沢市長)

今、鈴村委員のご意見にありますように、廃止をするのではなくして、というご意見もご ざいますが、特にいかがでしょう。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(服部幸道 稲沢市長)

どうぞ。

天野 晋 委員(祖父江町)

その点については、私も十分理解をしております。

そして、稲沢市になかった制度であるけど、新たに取り入れられるということは、十分理解をしておるわけですけど、例えば、野外教育活動、これらにつきましても、祖父江町としては、全額町負担でやってきました。

そして、今回からすべてが個人負担になるという内容になっております。

それらも含めますと、先ほど申しました学校教育分野での救済がなされてないという印象

を強く受けているということで、私自身としては、この場で了解をするということは、非常 に苦しいというふうに申し上げておる。

恒川宣彦 委員(平和町) 苦しいだけでしょう。

議長(服部幸道 稲沢市長) ほかにご意見ございませんか。

恒川宣彦 委員(平和町) ご意見ありません。

議長(服部幸道 稲沢市長)

ご意見を進めてまいりますが、ほかによろしゅうございますか。

(発言する者なし)

それでは、協議第10号の「学校教育事業の取扱い」につきまして、ほかにご意見もないようでございますので、この原案に承認することとしたいと思いますが、これに......。

(「異議あり」の声あり)

議長(服部幸道 稲沢市長)

この異議について、それでは今しばらくご意見をいただいて。

だから、今言ってみえるように、そういう中学校3年生だとか、そういう問題については この事業をやるかやらないかと、今後詰めていくということではいけないと、答えを出せと。

天野 晋 委員(祖父江町)

こういう施設外での活動について、事業について、もっと目を開いてほしいと。

そして、再度調整をできないものなのか、こうお願いしているわけです。

次回において、調整結果として駄目だと、このままだというふうな格好になれば、そのと きに私どもは判断いたします。

議長(服部幸道 稲沢市長)

事務局、保留にしてよろしいですか。

吉川 昭 委員(稲沢市) 暫時休憩を取ってください。

議長(服部幸道 稲沢市長)

では、暫時休憩を取らせていただきます。

(休憩)

議長(服部幸道 稲沢市長)

それでは、休憩前に引き続き、会議を開かせていただきます。 ただいまの協議第10号につきまして。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(服部幸道 稲沢市長)

では、川合委員。

川合正剛 委員(祖父江町)

休憩を取っていただきまして、誠にありがとうございました。

協議第10号「学校教育事業の取扱いについて」は、表題部の4番「教育振興補助事業については、1市2町の実態を勘案し見直すもの」と表題部にございます。

その表題部によりまして、細部の祖父江町の修学旅行児童補助事業、演劇・音楽・映画等 鑑賞補助事業、並びに平和町の体験活動費補助事業の取扱いについては、廃止ではなく、本 文表題部のように取り扱っていただくことを、この場で強く要望をさせていただきます。

議長(服部幸道 稲沢市長)

ただいま、川合委員から要望がありましたように、この本文のように取り扱ってほしいというご意見でございますので、ほかの委員の皆さん方、何かございましたら、ご発言いただきたいと思います。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしとのご発言もございます。

それでは、ご意見もないようでございますので、協議第10号「学校教育事業の取扱い」 につきましては、原案のとおり承認することといたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございました。

ご異議もないようでございますので、協議第10号「学校教育事業の取扱い」につきましては、原案のとおり承認することといたしました。

続きまして、協議第11号「文化振興事業の取扱い」につきまして、議題とさせていただきます。

事務局の説明を求めます。

事務局(渡辺義憲 事務局次長)

87ページをお願いいたします。

協議第11号 文化振興事業の取扱いについて

文化振興事業については、原則として稲沢市の例により調整する。

平成16年3月13日提出 稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会 会長 服部幸道。

以上でございます。

議長(服部幸道 稲沢市長)

ただいま、協議第11号「文化振興事業の取扱い」につきまして、説明が終わりました。 協議第11号につきまして、ご意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

ご意見もないようでございますので、協議第11号「文化振興事業の取扱い」につきましては、原案のとおり承認することといたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございました。

ご異議もないようでございますので、協議第11号「文化振興事業の取扱い」につきましては、原案のとおりとすることを承認いたしました。

続きまして、協議第12号「コミュニティ施策の取扱い」につきまして、議題とさせてい ただきます。

事務局の説明を求めます。

事務局(渡辺義憲 事務局次長)

93ページをお願いいたします。

協議第12号 コミュニティ施策の取扱いについて

- 1 稲沢市のまちづくり組織支援制度及び中島郡祖父江町の地区に対する支援制度を継続する。ただし、合併後、一定期間を目標にコミュニティ支援のあり方を検討する。
 - 2 地区集会場(公民館)補助制度については、稲沢市の制度に統一する。 平成16年3月13日提出 稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会 会長 服部幸道。

以上でございます。

議長(服部幸道 稲沢市長)

ただいま、協議第12号「コミュニティ施策の取扱い」につきまして、説明が終わりました。

協議第12号につきまして、ご意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

ありがとうございます。

ご意見もないようでございますので、協議第12号「コミュニティ施策の取扱い」につきましては、原案のとおり承認することといたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございました。

ご異議もないようでございますので、協議第12号「コミュニティ施策の取扱い」につきましては、原案のとおりとすることを承認いたしました。

続きまして、協議第13号「社会教育事業の取扱い」につきまして、議題といたします。 事務局の説明を求めます。

事務局(渡辺義憲 事務局次長)

99ページをお願いいたします。

協議第13号 社会教育事業の取扱いについて

社会教育事業の取扱いについては、それぞれの地域特性と経緯を踏まえながら、統合、再編などの調整を行い、生涯学習の推進やスポーツの振興に努める。

- 1 成人式は、稲沢市の方法で調整し実施する。
- 2 生涯学習、スポーツ関係団体は、合併後に稲沢市の団体へ統合する。
- 3 生涯学習施設、スポーツ関係施設の管理・運営は、合併時に稲沢市の例により調整する。また、減免制度は、稲沢市の制度に統一する。

- 4 図書館は、新市において管理及び運営の方法を調整し統一する。また、システムについては、住民の利便性を高めるため、新図書館の建設にあわせて調整する。
- 5 スポーツ大会は、原則として稲沢市の運営方法により調整し開催する。
- 6 中島郡祖父江町及び中島郡平和町で実施している町民体育祭は、住民組織の育成を図 り、稲沢市の制度で調整する。

平成16年3月13日提出 稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会 会長 服部幸道。

以上でございます。

議長(服部幸道 稲沢市長)

ただいま、協議第13号「社会教育事業の取扱い」につきまして、説明が終わりました。 協議第13号につきまして、ご意見はございませんか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(服部幸道 稲沢市長)

はい。

天野 晋 委員(祖父江町)

この問題につきましては、運営上の問題かと思うわけですけど、そういう弾力的には取扱 えるというふうに考えております。

例えば、図書館の場合ですと、3館あるわけですけど、休館日が月曜日同時という。 これは合併効果が、なんで合併したのだというふうな話になる可能性もあります。

例えば、休館日をずらすとかいう方法も、取るべきではなかったかと、かように思いまして、これらについては、それぞれ新市になりましたら、そういう運営上の問題としてやれることだと思います。

また、学校の部活の関係ですけど、これについては、現状ですと体育館使用の場合には、 完全に有料、ということもあります。

またこれは、減免の内容も十分含んでいると思いますので、こういうことを十分加味した 運営を今後続けられるようお願いを申しまして、ご要望とさせていただきます。

議長(服部幸道 稲沢市長)

ただいま、天野委員の要望でございますが、図書館の休館日の調整やら、体育館等の運用 の問題につきましては、よく協議をして進めていただきたいと思います。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

ほかにご意見もないようでございますので、協議第13号「社会教育事業の取扱い」につきまして、原案のとおり承認することといたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。

協議第13号「社会教育事業の取扱い」につきましては、原案のとおり承認することといたしました。

続きまして、協議第14号「社会福祉協議会の取扱い」につきまして、議題とさせていた だきます。

事務局の説明を求めます。

事務局(渡辺義憲 事務局次長)

119ページをお願いいたします。

協議第14号 社会福祉協議会の取扱いについて

社会福祉協議会については、合併時に統合できるよう調整に努める。

平成16年3月13日提出 稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会 会長 服部幸道。

以上でございます。

議長(服部幸道 稲沢市長)

ただいま、協議第14号「社会福祉協議会の取扱い」につきまして、説明が終わりました。 協議第14号につきまして、ご意見はございませんか。

天野 晋 委員(祖父江町)

この社会福祉協議会につきましては、多くをさし挟むことはできないかと思うのですけど、 ただ現在の事業内容、形態ですね、形が稲沢市の場合ですと、助成をすると大体こういうふ うな理解をしておりますし、祖父江町、平和町については事業を進めていると、こういうふ うな事業形態を取っていると、こういう差がありますので、これらの内容についてどういう 調整がなされているのか、分かっていれば事務局のほうで報告願いたいと思います。

議長(服部幸道 稲沢市長)

ご質問の主旨は、祖父江町、平和町のほうは事業を社会福祉協議会でやっておると、稲沢 市の社会福祉協議会は、補助事業が中心ではないかというご指摘でございます。

この辺の取り扱い、どんな調整がされておるか。

厚生部会会長 (山田重男 稲沢市福祉保健部長)

お答えさせていただきます。

それぞれの1市2町の社会福祉協議会での事業は、今ご質問のように違いがたくさんございます。

従いまして、現行のサービスの低下にならないように、それぞれの状況を勘案しながら、 調整して進めてまいります。

なお、社会福祉協議会におかれましては、1市2町の社会福祉協議会の合併協議会を設置されまして、今まで3回ないし4回ほど協議を詰めてまいっておるわけでございます。

今後、そういう中で具体的に調整を図ってまいりたいと存じております。 以上でございます。

議長(服部幸道 稲沢市長)

天野委員、よろしゅうございますか。

ほかにご意見ございませんか。

(発言する者なし)

ほかにご意見もないようでございますので、協議第14号の「社会福祉協議会の取扱い」 につきましては、原案のとおり承認することといたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございました。

ご異議もないようでございますので、協議第14号「社会福祉協議会の取扱い」につきましては、原案のとおりとすることを承認いたしました。

続きまして、協議第15号「その他事業の取扱い」につきまして、議題とさせていただきます。

事務局の説明を求めます。

事務局(渡辺義憲 事務局次長)

123ページをお願いいたします。

協議第15号 その他事業の取扱いについて

- 1 総合計画については、合併後に新市建設計画に基づき新たに策定する。
- 2 行政改革については、合併後に新たな改革計画を策定する。職員提案制度及び行政評価制度については、稲沢市の制度により実施する。
- 3 企業誘致については、合併後も継続して現計画の企業誘致を促進する。

- 4 行政情報公開制度については、稲沢市の制度を適用する。
- 5 個人情報保護制度については、稲沢市の制度を適用する。
- 6 公共施設の管理運営については、当面現行のとおりとし、合併後、より簡素で合理的な管理体制の構築を目指して、新市において調整する。
- 7 法律相談については、合併時に稲沢市の制度に統一する。なお、事業の実施に当たっては、現行の開催回数及び会場を確保する。
- 8 相談事業については、合併後、稲沢市の制度に統一する方向で調整する。ただし、当 分の間は現行の回数及び会場を確保する。
- 9 NPO活動支援については、現行のとおりとする。
- 10 ケーブルテレビ放送の基盤整備については、新市内における格差是正に向けて、合併後、新市において調整する。
- 1 1 稲沢市、中島郡祖父江町、中島郡平和町及び稲沢中島広域事務組合のそれぞれの職員互助会の組織を合併時に統合し、会員資格、掛金、助成金等を稲沢市の制度に統一するものとする。
- 12 議会広報については、合併時に稲沢市の制度に統一する。
- 13 選挙事務のうち、投票所等については、当面現行のとおりとする。その他については、新市において調整する。
- 14 土地賃貸借契約及び公有財産貸付契約については、現行のとおりとする。
- 15 入札及び契約については、原則として、稲沢市の制度に統一する。

なお、入札参加資格審査及び登録については、稲沢市、中島郡祖父江町及び中島郡平 和町ともに入札参加資格有効期限である平成17年3月31日以降、1年間(平成17 年度)は、経過措置としてそれぞれの登録を有効とする。

16 指定金融機関等については、稲沢市の制度に統一する。

平成16年3月13日提出 稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会 会長 服部幸道。

以上です。

議長(服部幸道 稲沢市長)

ただいま、協議第15号「その他事業の取扱い」につきまして、説明が終わりました。 協議第15号につきまして、ご意見はございませんか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(服部幸道 稲沢市長)

はい。

川合正剛 委員(祖父江町)

行政と議会は両輪でございます。

『議会だより』の発行につきましては、祖父江町のほうが、若干進んでいるような気がします。

広報と『議会だより』は、全く別物だという認識の中で、やはり別々に発行する。

そんな認識で、新市で計画をしていただきたいと、そのように考えますので、よろしくお願いいたします。

議長(服部幸道 稲沢市長)

ただいまの取扱い、よろしゅうございますか。

別々だけれど、制度の.....。

事務局(渡辺義憲 事務局次長)

当然、『議会だより』につきましては、新市の議会の中で祖父江町、稲沢市でも、そうで ございますが、『議会だより』の委員会等が設けられます。

その中で、十分論議を尽くされた中で、形が決まってくるかというふうに理解をいたして おります。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(服部幸道 稲沢市長)

はい、どうぞ。

天野 晋 委員(祖父江町)

次に、15の入札及び契約に関してでありますけど、このことについては、制度上の問題ではないと思うんですけど。

時節柄、非常に話題を及ぼす内容になりますので、透明性をきちっと確保できるように、 この点強く、今後においてもされますように強く要望をしておきます。 以上です。

議長(服部幸道 稲沢市長)

透明性の確保を要望されておるところでございます。

ほかにご意見、ご質問、ございませんか。

(発言する者なし)

よろしゅうございますか。

ほかにご意見もないようでございますので、協議第15号「その他事業の取扱い」につきまして、原案のとおり承認することといたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございました。

ご異議もないようでございますので、協議第15号「その他事業の取扱い」につきまして は、原案のとおりとすることを承認いたしました。

その前に、ちょっと文章の訂正をお願いしたいと思います。

23ページでございます。

印刷物が「提案第4号」になっておりますが、これは「協議第4号」と、ひとつ訂正をいただきたいと思います。

それでは、次に提案事項に移らせていただきます。

本日の提案事項、提案第1号「新市建設計画」につきましては、委員の皆さま方の協力を 得ながら検討を進めてまいりましたが、本日正式に案を取りまとめ、提案させていただきま す。

また、本日の提案に基づいて、県と正式な協議を行うことといたしております。

では、事務局の説明を求めます。

事務局(奥田康生 事務局主幹)

それでは、141ページ、お開きいただきたいと思います。

提案第1号 新市建設計画について

新市建設計画については、別添のとおりとする。

ということで、2枚ほどはねていただきまして、ブルーの表紙の後に「新市建設計画 (案)」稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会、この案について、説明をさせていただきま す。

はねていただきまして、目次をご覧いただきたいと思います。

全部で8項目立てにしてございまして、「序論」から始まり最終の「財政計画」で結ぶという構成をいたしております。

はねていただきまして、1ページ、「序論」でございます。

序論の最初は、「合併の必要性」。

今日まで、いろいろ議論を重ねてきたわけでありますけれども、「 1市2町の沿革とさまざまな結びつき」ということで、2段落目でございますけれども、1市2町においては既にし尿処理やごみ処理、消防、水道など、住民生活の根幹を支える仕事を共同で処理をい

たしております。

その共同処理にかかわる行政の職員は、全体の4分の1を既に共同事務の処理に割いておるという状況下であるということを含めまして、こういう行政を推し進めて住民生活を支援する市町の行政全体について、一体的で効率的な運営を行うための手法として、合併を目指していこうとするものが、一つ目の必要性であります。

「 日常社会生活圏の拡大」ということで、既に行政の圏域が意識されなくなりまして、 次第に結びつきを進めている生活でありますけれども、こうした行政の枠組みについて再編 をしていこうというのが、二つ目の合併の必要性でございます。

「少子高齢化の進行」。

これも、3段落目を見ていただきますと、生産年齢人口が非常に減少をしてくるということから、経済活力が低下をいたしてまいります。

さらに高齢化の進行に伴って、保健や医療や福祉に要する経費は、着実に増加をしてくる であろう。

今回の合併については、そういったことを踏まえて、これまで以上に効率的で力強い行政 の体制を形づくるために、取り組んでいく必要性があるということでございます。

「 地方分権の進展」。

これも、皆さんご承知のことと思いますけれども、はねていただいて、2ページのところでございます。

下から3行目あたりでございますけれども、行政課題が高度化、そして多様化する一方で、 自立した財政基盤を伴う自治体をつくっていかなければならない。

そして、市町村が地域における負担と受益の関係を明確にしつつ、自らの施策を決定し、 説明責任を果たしうる体制を整備していくための取り組みが、必要であるということであり ます。

「厳しい財政状況」。

これは、皆さんもご承知のことと思いますけれども、行財政運営の効率化をこれまで以上 に進めることによって、行財政システムを持続可能なものへと改革していく。

それが合併であるのではないかということで、個々では五つの合併の必要性について、整理をさせていただきました。

続いて、3ページでございます。

この計画の性格みたいなものであります。

「 計画策定の根拠及び内容」というところで、今回この計画は、この合併協議会が合併特例法第5条の規定に基づいて作成をする市町村計画であるということを定義づけております。

二つ目、2段落目でありますけれども、新市のまちづくりの基本方針を定め、新市及び愛知県が実施するまちづくりの根幹となるべき主要事業や特徴的な事業等の施策を掲載するものであるということ。

それから、3段落目でありますけれども、計画期間を対象とする財政計画も盛り込む計画であるということでございます。

- 「 計画の期間」といたしましては、合併年度及びこれに続く10年度間ということでございまして、平成17年3月合併の場合には、平成16年度(3月以降)~26年度までという期間でございます。
 - 「 計画の対象地域」としては、1市2町全域を対象といたしておるものでございます。
 - 「 計画策定に当たって留意事項」ということであります。

丸の一つ目でありますけれども、1市2町が進めているまちづくりの方向性を可能な限り 尊重をする。

そして、1市2町全体の住民福祉と活力の向上を目指すということを留意しております。

- 二つ目の丸でありますけれども、新市の均衡ある発展を目指していく。
- 三つ目でありますけれども、新市の一体性の速やかな確立を目指すとするものでございます。

四つ目、先ほど申し上げました健全な財政運営に裏づけられた着実な計画を目指すもので ございます。

4ページ、「2 地域の概況」。

- 「(1) 位置・面積」ということで、この中では1市2町が合併をしますと、市域の面積が79.30平方キロメートル、東西が約14.4キロメートル、南北が約9.4キロメートルということになります。
 - 「(2) 人口・世帯数」でありますけれども、現在は137,000人。

世帯数としては、44,000 世帯、1世帯あたりの人口が現況として 3.12 人となっておるという前提。

それから、「(3) 自然環境」については、皆さんもご承知のとおり、年間を通じて温和な気候と降雨に恵まれており、木曽川に接し、多くの中小河川が県域内を流れておるということでございます。

5ページについては、今日までの1市2町の歴史と沿革について、表記をさせておっていただきます。

はねていただきまして、6ページ。

「(5) 産業」ということで、就業構造、農業、工業、商業ということで、現況を計画の前提として、ここに記述をいたしておるものでございます。

7ページ、「3 主要指標の見通し」ということで、人口について推計をいたしたものであります。

合併後、10年後を経過した後、1市2町の人口は現在の137,000人から142,000人になるであろうという推計結果を得ております。

「世帯数・世帯当たりの人員」ということにつきましては、世帯当たりの人員が、10年後には2.93人と3人を下回る水準で推移をしていくという状況下が、この計画の前提とし

て整理がされてございます。

はねていただきまして、8ページ。

- 「4 まちづくりの基本的な考え方」ということで、「(1) まちづくりの基本理念」。
- 「 創造」、「 交流」、「 自立」という三つの基本理念を掲げさせていただきました。

ご承知のとおり、ここの1市2町は、豊かな自然を持っております。

そして、人も心豊かな人が住んでおられるということ、これを基調にして、まちづくりを 目指していこう。

それから、「 交流」については、当然のことながら、面的な一体性と、それから歴史 を共有するという時間的な一体性を持ちつつ、まちづくりを進めていこう。

それから、「 自立」については、自らの責任と力で頑張ってやっていこうという基本 理念に基づいて。

9ページ、「(2) まちづくりの基本方向」の中では、2行目あたりですけれども、水と 緑の生活空間を保全していこう。

そして、特色ある農業生産の充実にも努めていこう。

それから、生きがいとやさしい豊かな心をはぐくんでいこうではないかと。

それから、2段落目でありますけれども、情報技術の活用や道路ネットワークの整備など を進め、住民サービスの維持に努めますということ。

それから、3段落目でありますけれども、新市の均衡ある発展と速やかな一体性の確立を 目指して、まちづくりを進めていくという方向を示しております。

- 「 まちづくりの基本方向」としては、これらを取りまとめて五つの施策の区割りをこのように表しております。
- 「 新市の将来像」としては、そうしたまちづくりの方向性を踏まえ、将来像として、「自然の恵みと心の豊かさ 人が輝く 文化創造都市」という都市を目指して、まちづくりをしていこうと定めているものでございます。

10ページ、「施策の大綱」ということで、今、申し上げました五つの方向性、「自然に恵まれた安全なまち」、「活き活きと人が交流するまち」、「豊かな心をはぐくむまち」、「安心して暮らせるまち」、「協働して育つまち」というふうなまちに向けて、施策を組み立てておるものでございます。

11ページの「(5) 土地利用方針」といたしましては、既にご説明をさせていただいておりますけれども、12ページを見ていただきますと、「土地利用方針図(ゾーニング図)」というものがございます。

これは、それぞれ1市2町が現在、市街化区域の広がりをもっておるわけでありますけれども、そうしたところを市街地ゾーンとして位置づけまして、稲沢市の市街地ゾーン、そして平和町の市街地ゾーン、三つの市街地ゾーンを設定が可能であろうということで、この三つの市街地ゾーンと現在稲沢市において操車場跡地の開発

の行われております所については、広域都市交流拠点としていこうではないかと。

そして、木曽川のワイルドネイチャーの事業が行われております所を「広域レクリエーション拠点」と、新市になった場合、位置づけていこうではないかということで、この三つの市街地ゾーンと二つの拠点を結ぶ軸を都市軸として整備をしていこうというのが、このゾーニング図の考え方でございます。

こうした考え方に基づいて、13ページからは「5 新市の施策」ということで、各論を 整理いたしてございます。

「(1) 自然に恵まれた安全なまち」の「 水と緑に恵まれた快適な生活空間づくり」ということで、「環境対策」、「農村整備」、「住宅」、「ごみ処理」、「公園・緑地」、「緑化」、「上水道」、はねていただきまして、「下水道・し尿処理」、「河川整備・排水対策」といった項目について、それぞれの項目でまちづくりの方向、考え方をこのように表しておるものでございます。

14ページの主要事業の一覧表をご覧いただきたいと思います。

この「水と緑に恵まれた快適な生活空間づくり」という項目で、この主要事業の一覧表に ございますように、こうした事業をこの建設計画の10年間の中で進めていく事業を、ここ で明らかにさせていただいております。

主な事業が掲げてございますけれども、その中でも一番上の「祖父江斎場の維持補修及び整備」、そして、少し下のほうに行っていただきますと、「ごみ焼却灰等溶融化事業」、その下の「ごみ収集処理体制の整備」、「公園緑地整備事業」、それから、「広域レクリエーション拠点整備」、これについては、祖父江ワイルドネイチャー緑地整備、それから、二つほど行っていただきますと、木曽川の河川敷の松の保全、それから、その下、桜づつみの整備、それから、その一番下でございますけれども、「浄水場施設・設備整備」」ということで、石橋第二浄水場の整備、そして、右の15ページに移っていただきまして、「し尿処理体制の整備・維持管理」、「公共下水道事業」、「農業集落排水事業」、「水辺環境整備」、「排水施設整備事業」、こうした主要事業が、事業内容の説明のように、この計画で進めていく事業として位置づけをさせておっていただきます。

はねていただきまして、「 災害に強い安全なまちづくり」ということで、この項目に おきましては、「防災」、「消防・救急」、「防犯」、「生活道路」、「交通安全」の項目の考え方、 方向性について記述をいたしてございます。

その下の主要事業の表を見ていただきますと、「防災施設・設備整備」につきましては、 食料、応急用資機材の備蓄倉庫の整備、それから、「震災対策」といたしましては、民間木 造住宅の耐震対策の支援、それから、「公共施設耐震対策」としては、小中学校施設の耐震 対策、あるいは橋りょうの耐震対策を位置づけておるものでございます。

それから、三つほど下に行っていただきまして、「橋りょう維持整備」につきましては、 内容のところに書いてございますように、本郷橋、天王橋、陸田跨線橋の整備が位置づけら れております。 それから、17ページに移っていただきまして、「 多くの市民が集い、交流する都市基盤整備」ということで、この項目では「市街地整備・開発指導」、「都市景観」、「幹線道路」、「駅前広場・自転車等駐車場・駐車場」、「公共交通」、「情報化」という項目について、考え方を明らかにいたしておるものでございます。

主要事業といたしましては「広域都市交流拠点整備事業」ということで、尾張西部都市拠点地区土地区画整備事業、「県事業を含む」と書いてございますけれども、この中で「(仮称)愛知県拠点施設の建設に向けた検討」、「(仮称)地域交流センターの整備」、その下、「土地区画整理事業」については、稲沢西と下津陸田が位置づけられてございます。

はねていただきまして、18ページ。

「既成市街地住環境整備」ということで、新市街地の形成に向けた調査、大字祖父江地内、 道路等の地区内施設整備、大字法立地内、下に移っていただきまして、「幹線道路整備」と いたしまして、「広域幹線交通軸(東西軸)」としては、稲沢西春線、春日井稲沢線、南大通 線、祖父江稲沢線、拾町野横断線、それから、「広域幹線交通軸(南北線)」といたしまして は、一般国道 155 号線の歩道改修の推進が計上をされてございます。

その下、「地区幹線交通軸整備」については、尾西津島線ほか、それから、「広域交流促進 道路整備」といたしましては、治郎丸赤池線、巡見街道ほか、それから、少し下に移ってい ただきまして、「駅前広場整備」につきましては、森上駅前広場等整備、街路名で尾西森上 線の整備ということでございます。

それから、「地域情報化の推進」というところで、祖父江町域へのCATVサービスエリアの拡大について、こうした事業がこの計画の中で位置づけてございます。

19ページ、「 競争力のある産業の振興」。

この項目では、「農業振興」、「商業・サービス業」、「工業」、「観光」、「雇用・勤労者支援」ということについて、考え方を記述いたしております。

主要事業につきましては、「農業基盤整備」として、用排水路、農道等整備等ということで、これは従来、土地改良事業といっておりました農業基盤整備事業が入ってございまして、「県事業を含む」という事業が掲載をされてございます。

はねていただきまして、20ページ。

「(3) 豊かな心をはぐくむまち」ということで、「 将来を担う人づくり」。

「幼児教育」、「義務教育」、「高等学校・大学教育」、「青少年健全育成」、この4項目について、考え方の整理をいたしております。

主要事業につきましては、「小中学校施設整備」ということで、事業内容のところでありますけれども、平和中学校プール新設、小中学校のプールの改修、体育館・校舎改築等の施設整備、それから、再掲ではございますけれども、小中学校施設の耐震対策、これを計上いたしてございます。

それから、一つ飛んでいただきまして、「情報教育の推進」というところで、小中学校へのパソコン配備の充実及びネットワーク環境整備の事業が、計上をいたしてございます。

それから、「国際理解教育の推進」、小学校の英語指導助手の配置、中学生の海外派遣事業 が掲載をいたしてございます。

2 1ページ、「 豊かな心と生きがいづくり」ということで、「生涯学習」、「文化・芸術活動」、「文化財」、「スポーツ活動」、この4項目について掲載をしてございます。

主要事業といたしましては、「図書館整備」ということで、新しい市立図書館の新設という項目、その下、地域交流拠点ということで、大里西公民館、稲沢市民会館、稲沢市総合文化センター、平和町農村環境改善センター、地域交流スペース等整備というものが、掲載してございます。

スポーツ施設につきましては、総合体育館屋内設備整備と市営プール改修(平和地区)の 事業が掲載をいたしてございます。

はねていただきまして、22ページ。

「(4) 安心して暮らせるまち」の中の「 心と体の健康づくり」ということで、「健康増進・疾病予防」、「一般医療」について、考え方を整理して記述がしてございます。

主要事業といたしましては、「健康づくり拠点施設整備」ということで、平和らくらくプラザ施設整備の充実というもの、そして、「市民病院移転新築事業の推進」ということで、用地取得、建設運営方法の検討が入ってございます。

23ページ、「 支え合いと適切な支援」ということで、「児童福祉・母子福祉・父子福祉、「障害者(児)福祉」、「高齢者福祉」、「低所得者福祉」、「地域福祉」、「社会保障」、「消費者保護」、「市民相談」、この項目で、新市における考え方を整理いたしてございます。

はねていただきまして、24ページ、主要事業でございます。

「保育園施設整備」といたしましては、園舎の建替えで下津保育園、そして六輪保育園、 児童厚生施設といたしましては、西町さざんか児童館及び児童センターの整備、それから、 「児童福祉施設支援」ということで、民間児童館事業に対する支援、「障害者福祉施設整備」としては、障害者福祉施設整備用地の購入と施設整備、それから(仮称)祖父江デイサービスセンターの運営等の事業が、ここに盛り込まれてございます。

25ページ、「(5) 協働して育つまち」。

「コミュニティ活動」、「ボランティア・NPO」、「男女共同参画」、「国際化」、「広報広聴 (住民参画)」という項目で、新市における考え方の整理をいたしてございます。

26ページ、「(6) 計画推進のために」というところであります。

これは、新市においてこの計画を実現するがために、行政の中でこういったことを進めていくという項目でございまして、「行政改革(事務管理)」、「組織・人事管理」、「財政運営」 「広域行政」という、この4項目で考え方を整理いたしたものでございます。

27ページ、「6 新市における愛知県事業の推進」というところで、これは今まで各論で出てきたものを、愛知県というくくりでくくってみた項目でございます。

その下の「「自然に恵まれた安全なまち」の実現に向けて」というところで、県事業の一 覧表が出てきております。 主要事業名として、「農村環境整備」、「農業基盤整備」については、農村活性化住環境整備事業ということで、目比地区が挙がってございます。

「水環境整備」としては大江川地区、「下水道事業」としては、日光川上流流域下水道事業という事業、そして、公共下水道に対する支援、それから、農業集落排水事業に対する支援、それから、「河川改修」については、日光川、三宅川、福田川、領内川の事業が掲載してございます。

「排水対策」については、排水路、排水施設整備の推進ということで、記載の地区が計上してございます。

はねていただきまして、28ページ、「「活き活きと人が交流するまち」の実現に向けて」ということで、「広域都市交流拠点整備」ということで、尾張西部都市拠点地区土地区画整理事業に対する支援、そして、(仮称)愛知県拠点施設の建設に向けた検討、その下でございますけれども、「国県道等幹線道路整備」ということで、東西軸については都市計画道路稲沢西春線の整備の推進、それから、南大通線、祖父江稲沢線整備の推進、それから、南北軸としては、一般国道 155 号歩道改修の推進、その下でございますけれども、「新市連携促進道路整備」として、主要地方道名古屋祖父江線整備の推進、津島稲沢線バイパスの整備、それから、「広域交流促進道路整備」といたしましては、都市計画道路萩原多気線整備の推進、大里停車場清洲線交差点の整備、名古屋祖父江線自転車歩行者道整備の推進、八開稲沢線整備の推進、巡見街道の整備、それから、「土地区画整理事業」としては、稲沢西、下津陸田土地区画整理事業に対する支援、それから、「農業基盤整備」につきましては、用水路整備の推進が小池用水、その下の排水路、排水施設整備の推進については、再掲で先ほど申し上げたとおりでございます。

29ページ、「7 公共的施設の統合整備」というところであります。

これにつきましても、下から5行目でありますけれども、合併後における利用状況を踏ま えながら、公共的施設の統合による充実についても検討をしていきます。

その下、公共的施設の管理体制については、当面、現市役所・町役場を発展継承する新市の市役所及び支所の管理監督の下に置き、地域のニーズに即した運営を行いながら、より簡素で合理的な管理体制の構築を目指して、見直しを進めてまいりますという方向性を示させておっていただきます。

はねていただきまして、30ページ、「8 財政計画」であります。

まず、「(1) 前提条件」といたしまして、3行目、各市町が平成15年度現在の制度と過去の実績を踏まえて、費目ごとに見積もった歳入、歳出額を基礎として、合併に対する財政的支援措置や歳出の削減などの効果を見込むとともに、新市建設計画に登載する主要事業の執行やサービス・負担の変化など、合併協議会における調整に伴う財政上の影響を反映させております。

また、この財政計画は普通会計ベースでございまして、企業会計、特別会計において固有 の歳入でまかなわれている経費については、含まれていないわけでございます。 財政計画の前提条件、費目ごとについては「 歳入」。

「市税」、現行の制度を基本として見積もってございます。

「地方交付税」につきましては、普通交付税の算定の特例(合併算定替)によって算定し、 合併に係わる交付税措置及び合併協議会における調整に伴う影響を見込ませていただきまし た。

算定に当たっては、平成15年度現在の制度を前提といたしましたけれども、地方財政制度の将来を見込みがたいことから、投資的経費及び公債費に係わる普通交付税措置については、平成18年度まで約1割程度削減されるものとして見込んでおります。

「公庫支出金・県支出金」については、過去の実績を前提にしております。

「繰入金」については、新市建設計画に登載される主要事業に対応して、当該年度に繰入れられる基金等を算定の上、計上をさせていただきました。

「地方債」につきましては、過去の実績を前提として算定をいたしましたが、新市建設計画に登載される事業に充てられる地方債も、当然のことながら見込ませていただきました。 その他の事業についても、同様でございます。

「 歳出」では、「人件費」については、特に過去の実績を踏まえたものではございますけれども、退職者の補充を抑制することによる一般職員の削減及び合併による特別職職員の減を見込んだものでございます。

その次の「扶助費」については、経費が緩やかに増加していくものと予測をし、そのよう に算出をさせていただきました。

「公債費」については、平成16年度までに発行が予定されている地方債に係る元利償還金を基礎として、平成17年度以降に計上した地方債に係る元利償還金も加えて算出をいたしてございます。

「物件費」につきましては、過去の実績を基礎といたしおりますが、各市町が重複して支出している経費は、極力控除をいたして見込ませていただきました。

「投資的経費」につきましては、新市計画に登載される事業の経費を見込んでいます。

「その他の費目」としては、過去の実績を基礎として、調整に伴う影響を見込ませていた だきました。

はねていただきまして、32、33ページにつきまして、平成17年度から平成26年度まで単位100万円ということで、歳入、歳出の見込額を掲載させていただきました。

特筆すべきものについて、少し説明をさせていただきます。

「歳入」の「地方税」につきましては、ほぼ横伸びの状況でございまして、186 億から 190 億ちょっとぐらいの間で 1 0 年間が推移していくであろうというような見込みをいたしております。

「地方交付税」については、合併算定替を見込んでございますけれども、61億から56 億の間ぐらいで推移をしていくと見込んでございます。

「繰入金」については、下から五つ目でございますけれども、基金をここへ入れてござ

いますので、最初の4年ほどは、少し大きな額が計上となってございます。

「歳出」について、「人件費」につきましては、平成 17 年度から概ね推移をしてございますけれども、この中にはそれぞれの年度における退職金がこの中に含まれてございまして、 実際的な人件費については、もう少し下がるという考えでございます。

下から二つ目の「投資的経費」につきましては、最初基金を投入すると申しました関係上、最初の5年間につきましては、大きな額が並んでございますが、後半の4年間については、 投資的経費としては若干少ない事業費ということで、計画をさせていただいております。

以上、この新市建設計画については、このような形と内容で整理をさせていただきました ので、ご提案をさせていただくものでございます。

以上でございます。

議長(服部幸道 稲沢市長)

以上、提案第1号「新市建設計画」につきまして、ご説明を申し上げました。 ただいま、提案第1号「新市の建設計画」につきまして、説明が終わりました。 この内容につきまして、ご意見、ご質問がありましたら、頂戴いたしたいと思います。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(服部幸道 稲沢市長)

はい。

天野 晋 委員(祖父江町)

これは、財政計画とのかかわりがあるものですから、新市建設計画の中で、この表の中で、 具体的に主要事業として挙げられた部分だけでも結構なんですけど、総事業費が当然のこと として分かっていると思いますので、それらについてと、それからどういう財源措置をする のか、そこら辺の見込み等についての表があれば、今後において早急にお示し願いたいと思 います。

議長(服部幸道 稲沢市長)

ただいま、計画の中身、事業費、また財源のご質問でございますが、事務局の方でお答え できる部分、お答えをしていただきたいと思います。

事務局(大野紀明 事務局長)

今、天野委員からお話しがございました、主な事業についての総額的なことについては、 お出しできるかと思います。

それぞれの起債ですとか、財源内訳も含めてだと思いますので、そのことについては、次回30日、現在予定させていただいておりますけれども、そちらのほうでお示しさせていた

だけるのではないかと思っております。

議長(服部幸道 稲沢市長) よろしゅうございますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(服部幸道 稲沢市長)

はい、どうぞ。

天野 晋 委員(祖父江町)

申し訳ないですけど、私どもこの30日、次に向けまして論議をしていきたいと思いますので、できたら、うちの推進局のほうにお出しいただければ幸いですけど。

事務局(大野紀明 事務局長)

はい。

総事業費として、財源内訳と主なものにつきまして、お出しをさせていただきますので、 よろしくお願いいたします。

議長(服部幸道 稲沢市長)

よろしゅうございますか。

ほかにご意見、ご質問がございましたら。

(発言する者なし)

よろしゅうございますか。

ほかにご質問もないようでございますので、提案第1号の「新市建設計画」につきましては、本日の提案に基づいて、県との正式協議も進めて、その結果を踏まえまして、次の協議会で協議をしていただくこととさせていただきます。

それでは、次にその他に移らせていただきます。

合併協議会開催予定につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局(奥田康生 事務局主幹)

今後の日程でございます。

資料の143ページ、お願いいたします。

合併協議会開催予定について

第10回の協議会、平成16年3月30日、火曜日、午後1時30分から4時30分まで、 稲沢市民会館の小ホールにおきまして、以下の内容について開催を予定いたしておりますの で、よろしくお願い申し上げます。

議長(服部幸道 稲沢市長)

ただいま「合併協議会開催予定」につきまして、説明が終わりました。 何かこれについて、ご質問ありますか。

(発言する者なし)

よろしゅうございますか。

ほかにご質問もないようでございますので、「合併協議会開催予定」につきましては、このように進めさせていただいてよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございました。

「合併協議会開催予定」につきましては、このように進めさせていただきたいと思います ので、よろしくお願い申し上げます。

事務局(大野紀明 事務局長)

1点、お願いがあります。

本日、協議をさせていただきました内容、それから新市の計画についてでございますが、 本日ご提案をさせていただきました。

これらについては、事前協議は県のほうと整っておりますけれども、県のほうへの協議を これでもってさせていただくということであります。

もう一つは、合併の説明会を1市2町でこれから行わせていただきますが、本日の内容、住民説明会の資料は今、作成中でございますけれども、その中に本日ご提案させていただきました新市の計画、そのものズバリは載せられませんので、これの概要版的なものを住民説明会の資料の中に加えて、現在までの調整された協議内容、新市の計画の概要を載せて、1市2町の住民説明会の統一資料とさせていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

議長(服部幸道 稲沢市長)

概要版でもって、住民説明会に望ませていただくということでございます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、以上をもちまして本日予定をいたしておりました議事は、すべて終了いたしま した。 長時間にわたり慎重審議ありがとうございました。 第9回の会議をこれで終了させていただきます。 どうもありがとうございます。

午後4時15分閉会

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するため署名捺印する。

平成16年 4 月 5 日

稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会

議 長 服 部 幸 道 印

議事録署名者 大河内明印

議事録署名者 山 内 孝 三 印